

# 前橋市建築基準法関係手数料条例等の改正について（議案第96号）

建築指導課

## 1 改正の理由

建築基準法の改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

## 2 内容

### (1) 前橋市建築基準法関係手数料条例

ア 建築物に関する確認申請手数料等の額に係る規定等において、建築基準法の引用条項を改める。

イ 安全上、防火上及び衛生上支障がない建築物の建蔽率に関する特例の許可に係る申請手数料の額は、3万3,000円とする。

ウ 既存の一つの建築物について、二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定に係る申請手数料の額は、2万7,000円とする。

エ 建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可に係る申請手数料の額は、12万円とする。

### (2) 前橋市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例

低炭素建築物新築等計画の認定を申請する者等から徴収する手数料の額に係る規定において、建築基準法の引用条項を改める。

### (3) 前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する者から徴収する手数料の額に係る規定において、建築基準法の引用条項を改める。

### (4) 前橋市特別業務地区建築条例

建築審査会に係る規定において、建築基準法の引用条項を改める。

## 3 施行期日

公布の日